

保護者 各位

社会福祉法人 七宝福祉会 七宝こども園
園長 小串 由里子

登園自粛要請の延長について（重要通知）

このたびは、登園自粛要請にあたりましては、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染拡大の終息のめどが立たない中、市内小中学校の臨時休業の期間が5月29日（金）まで延長されました。これに合わせて愛知県知事並びにあま市長からの要請を受けて、登園自粛要請期間を令和2年5月31日（日）まで延長させていただきます。

更なる登園自粛要請の呼びかけを行うため、5月11日（月）以降お子様が登園する場合は、保護者の方に再度「登園自粛に伴う出欠の確認表」のご提出をお願いします。なお、用紙は5月7日までに登園される機会がある方にはお子様のカバンに入れさせていただきます。5月8日（金）までに園に提出してください。

登園の予定がない方は5月8日（金）までに5月11日～31日までの登園予定日を園までご連絡いただき、11日以降初めて登園された際に職員室にお越しいただき、用紙にご記入いただきますようお願いいたします。5月31日までお休みされる方も必ずご連絡ください。※登園予定日及び欠席に関する電話でのご連絡は平日の9時～17時までとさせていただきます。土曜日はご遠慮ください。

お子様、保護者の皆様、そして、職員を感染から守るための大切なお願いです。保護者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、一刻も早く感染拡大が終息し、通常の保育活動ができるようになることを願い、改めてご協力をお願い申し上げます。

【留意事項】

1. 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方のお子様等、保育が必要な方に対し、登園自粛を強要するものではありません。
2. 登園時のマスク着用やお出かけ前後のうがい・手洗い等感染予防をしてください。
3. あま市における保育料・副食費の減免については、欠席された日数で減免させていただきます。（ただし、欠席の連絡がなかった場合は減免対象にはなりませんので、ご注意、ご了承ください。）
4. 国の制度では、登園自粛に基づき、お子様の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給休暇を（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成制度として「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を設けております。（「小学校休業等」とありますが、保育所等の登園自粛も含まれます。）

【参考】 上記の国の制度は下記のwebサイトで検索できます。

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya>

[/koyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html))

新型コロナ 休暇支援

検索

【問合せ先】

出欠の確認表の提出等について： 七宝こども園

052-442-1221

減免について：あま市役所福祉部子育て支援課

052-444-3173